

平成30年第4回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成30年9月6日(木曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 那珂川町教育委員会教育長の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 那珂川町出張所設置条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 平成30年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 平成30年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 財産の取得について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第11号 | 馬頭中学校空調設置工事請負契約の締結について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第12号 | 小川中学校空調設置工事請負契約の締結について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成29年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について | (町長提出) |
| 日程第15 | 認定第 1号 | 平成29年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |
| 日程第16 | 認定第 2号 | 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について | (町長提出) |
| 日程第17 | 認定第 3号 | 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 | |

- について (町長提出)
- 日程第18 認定第4号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第19 認定第5号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第20 認定第6号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第21 認定第7号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第22 認定第8号 平成29年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 福田浩二君 | 2番 | 吹場寿郎君 |
| 3番 | 大金清君 | 4番 | 川俣義雅君 |
| 5番 | 益子純恵君 | 6番 | 小川正典君 |
| 7番 | 鈴木繁君 | 8番 | 石川和美君 |
| 9番 | 益子明美君 | 10番 | 大金市美君 |
| 11番 | 川上要一君 | 12番 | 阿久津武之君 |
| 13番 | 小川洋一君 | | |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 福島泰夫君 | 教育長 | 小川浩子君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 橋本民夫君 | 総務課長 | 高林伸栄君 |
| 企画財政課長 | 益子雅浩君 | 税務課長 | 小松重隆君 |
| 住民課長 | 薄井桂子君 | 生活環境課長 | 大武勝君 |

| | | | |
|--------------|--------|---------------|-------|
| 健康福祉課長 | 立花喜久江君 | 子育て支援課長 | 稲澤正広君 |
| 建設課長 | 益子泰浩君 | 農林振興課長 | 坂尾一美君 |
| 商工観光課長 補佐 | 渋谷直樹君 | 小川出張所長 | 藤田善久君 |
| 上下水道課長 | 田代喜好君 | 農業委員会 事務局長 | 大森新一君 |
| 学校教育課長 | 板橋了寿君 | 生涯学習課長 | 佐藤裕之君 |
| 代表監査委員 | 岡洋一君 | | |

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----|------|
| 事務局長 | 笹沼公一 | 書記 | 岩村房行 |
| 書記 | 長家佳奈子 | | |

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（小川洋一君） 日程第1、報告第1号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率
についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま議長のご挨拶にもございましたように、今、北海道のほうでは大変な地震の被害が報道されております。まだ詳細につきましては全くわからない、そんな状態ではございますが、いろいろな情報を収集するとともに支援等の方法も模索をしてみたいと考えております。

ただいま上程されました報告第1号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成29年度決算に関わる健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に

報告するものであります。

平成29年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも国の基準以下となりました。健全化法上においても指数が好転し健全段階と判断されておりますが、今後とも、行財政改革の継続的な推進を図り健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明申し上げます。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計を初め全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成28年度の8.1%に対し平成29年度は7.9%で、0.2%の減となりました。

今後は、新庁舎整備事業や認定こども園整備事業で借り入れた合併特例事業債の償還が始まると実質公債費比率は上がることが想定されますが、早期健全化基準内での財政運営に努めてまいります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に、交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除して算出した比率であります。平成29年度は、昨年度に引き続き将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては別紙をごらんください。

以上で平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 以上で報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第2、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在ご活躍いただいております川俣まゆみ氏は、本年12月31日をもって現在の任期が満了となります。川俣様には、平成28年1月1日から1期3年間、人権擁護活動にご尽力いただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第であります。

このたび、同氏の任期満了に伴い、後任者として小祝邦之氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。小祝邦之氏は、昭和52年から町職員として町行政に長年携わり、平成26年3月に退職されました。現在は、那珂川町農業再生協議会臨時職員、小川第3行政区長を務められております。町職員期間中は大変熱心にその職責を果たしてこられ、また地域においても人望厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、現在、当町の人権擁護委員は、長山宣弘氏、大金典夫氏、石川周一氏、薄井秀雄氏、渡邊恵子氏、山口雅夫氏、川俣まゆみ氏の7名ですが、川俣まゆみ氏の後任として小祝邦之氏を推薦するものであります。

ご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第2号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

現在ご尽力をいただいております教育委員会教育長の小川浩子氏が本年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、教育委員会教育長の選任について、議案書に記載のとおり引き続き小川浩子氏にお願いしたいと考えておりますので、議会の同意を求めるもので

あります。

小川氏は、既にご存じのとおり、昭和46年6月から平成8年にかけて、小川町立小川小学校など県内5つの小・中学校に養護教諭として勤務され、その後、平成14年4月から國學院大學栃木短期大学専任講師として、平成19年からは同大学准教授として、平成22年からは同大学教授として平成27年9月まで勤務されました。

また、平成23年10月から那須看護専門学校スクールカウンセラーとして、平成25年1月から那珂川町子ども子育て会議委員として、平成26年4月からは栃木県スクールカウンセラーとしての経歴もございます。

なお、教育委員会教育長には平成27年10月1日に就任し、現在に至っております。

人格、識見ともに優れ、特に幼児・児童教育にも精通しており、教育委員会教育長として適任者であり、ここに提案するものであります。

ご審議の上同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

川俣君。

○4番（川俣義雅君） 4番、川俣です。

小川教育長とは、私がことしの4月に当選して5月から議員としておつき合いさせていただいているわけですけれども、6月議会と今回の9月議会で教育長に対しての質問も行いました。それで、私がよく覚えているのは、6月議会では給食に関してですけれども、アレルギーのある子に対しての給食、何としても実施していきたいということでの熱意が私には感じられませんでした。

そして、9月のおとといの質問に対しては、平和教育に対して、私は、子供たちが仲よくするとかいじめをしないとか、そういう点で平和教育というのをやっていくことが大事だということをお話しされましたけれども、それでは余りにも足りないのではないかと、戦争をしてはだめだと、そういうことを子供たちと一緒に考えていくことが大事なのではないかと、

そういう点で教育長としての考えが私は少し不十分ではないかなと、そういうことを思っています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第2号 那珂川町教育委員会教育長の任命同意については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第4、議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております、眞保真弓氏が本年11月28日をもって任期満了となり、退任されることになりました。眞保委員におかれましては、平成26年11月から4年間、町教育委員会委員として教育行政の発展のためにご尽力をいただいております、この場をおかりしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として渡邊芳枝氏を保護者

からの選任委員として那珂川町教育委員会委員に任命いたしたくお願いするものであります。

渡邊氏は、那珂川町浄法寺在住で、町立小川小学校PTA役員としてご協力をいただいているところであります。那珂川町教育委員会委員として人格、識見ともに適任者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、飯塚 基氏、長谷川久夫氏、小幡絹代氏と今回任期満了となります眞保真弓氏の4名の委員であります。

ご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第5、議案第4号 那珂川町出張所設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町出張所設置条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現在、旧小川庁舎において業務を行っております小川出張所を小川総合福祉センターすこやか共生館に移転することによる出張所の位置の変更であります。旧小川庁舎については現在取り壊しを進めており、また移転先の小川総合福祉センターすこやか共生館の改修工事が完了することから、10月1日に移転したいと考えております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、旧小川庁舎取り壊しに伴い小川出張所の位置を改正するものであります。現在の小川出張所である旧小川庁舎の那珂川町小川2814番地1から、移転先である小川総合福祉センターすこやか共生館の那珂川町小川1065番地に出張所の位置を変更するものです。

附則は、施行期日を平成30年10月1日とするものであり、小川総合福祉センターすこやか共生館において出張所業務を開始する日であります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町出張所設置条例の一部改正については原案のとおり決することに異

議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第6、議案第5号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、奨学金の貸与を受けていた者が大学等を卒業後、改正条例施行後5年以上継続して町内に居住し、就労している者に対して、町奨学金の返還金の一部を免除する制度を追加するものであります。

なお、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第5号をごらんください。

今回の改正は、第12条「返還の免除」規定について新たに第2項を追加し、奨学金の返還金の一部を免除する対象者の要件と免除対象額について定めたものです。

附則は、条例と施行日を定めたものです。

制度の改正概要については参考資料によりご説明いたします。

参考資料をごらんください。

今回の改正は、町奨学金貸与者を対象に、大学等を卒業後に町内に居住した場合、その返還金の一部を免除する制度を追加するものであります。

まず、1の目的ですが、若者の定住を促進するとともに返還時の経済的負担を軽減することで、これまでの制度よりも利用しやすい奨学金にすることです。

次に、2の免除対象者であります。下記の要件に該当する者でありまして、(1)奨学金の貸与を受け、大学等(高校等を除く)を卒業後、奨学金の返還を開始する者、または返還期間中である者。(2)貸与の終了後、返還が完了するまでの間に改正条例施行後5年以上継続して町内に居住し、就労している者、(3)奨学金、町税等の返還及び納付に遅滞がない者であります。

次に、3の免除対象額につきましては、免除要件を満たした時点での返還残額を基準として、免除の上限額は貸与総額の2分の1といたしまして、最大では72万円となります。

4の周知時期につきましては、平成30年10月を予定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(小川洋一君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子明美さん。

○9番(益子明美君) 今回の免税対象者となる人数はどれくらいとなっているのでしょうか、またそれは全体の何%くらいというふうに承知しているのかお伺いします。

○議長(小川洋一君) 学校教育課長。

○学校教育課長(板橋了寿君) 現在奨学金を借りられている方が50人いらっしゃいます。平成36年4月1日、5年後ですね、に該当される方は3人と考えております。

○議長(小川洋一君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小川洋一君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小川洋一君) 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第7、議案第6号 平成30年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決について、日程第8、議案第7号 平成30年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第9、議案第8号 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上3議案は関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第6号から議案第8号、平成30年度那珂川町一般会計及び国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計補正予算の議決について提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、障害者地域生活支援事業や観光施設管理に伴う費用のほか、国及び県補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。その補正額は4,500万円となり、補正後の予算総額は83億500万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は農林水産業費で、県単農業農村整備事業や農地中間管理事業など補助事業の追加認定になったもののほか、町単農村振興事業に要する費用などに1,990万8,000円を計上しました。

第2は民生費で、職員人件費のほか、障害者地域生活支援事業費など969万8,000円を計上しました。

第3は商工費で、まほろばの湯及び観光センターの施設修繕に要する費用921万6,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金の

ほか分担金及び繰越金を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。平成29年度退職者医療療養給付費等負担金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金2,719万5,000円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は21億1,719万5,000円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。平成29年度介護給付費等負担金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金648万4,000円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は19億5,148万4,000円となりました。

以上、一般会計及び国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は114万円の増で、県単農業農村整備事業費に係るものであります。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は280万8,000円の増で、個人番号カード交付補助金、2目民生費国庫補助金の補正額は188万2,000円で、障害者自立支援事業費に係るもの、3項2目民生費委託金の補正額は54万円で、基礎年金等事務費交付金であります。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の補正額は94万1,000円の増で、障害者地域生活支援事業費に係るもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は1,044万6,000円の増で、県単農業農村整備事業費のほか、環境保全型農業直接支払交付金、農地中間管理事業費がそれぞれ追加認定になったものであります。3項2目農林水産業費委託金の補正額は23万円の増で、中山間地域総合整備事業に係るものであります。

9ページに入ります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2,701万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

10ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は43万2,000円の増で、総務管理費は会計年度任用職員制度導入に伴う例規整備支援業務委託料であります。

2項2目まちづくり費の補正額は115万円の増で、まちづくり諸費は空き家取得改修補助金であります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は211万4,000円の増で、電算処理費は法務省情報連携端末更新業務委託料、個人番号カード交付事業費はマイナンバーカード記載事項システム改修費等であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は109万9,000円の増で、民生委員活動費は民生委員児童委員推薦会委員報酬、福祉諸費は臨時職員の賃金を計上するもの、2目障害者福祉費の補正額は431万4,000円の増で、障害者地域生活支援事業費は支援対象者の増によるもの、5目国民年金事務費の補正額は54万円の増で、国民年金諸費は国民年金システム改修業務委託料であります。

11ページに入ります。

2項3目児童措置費の補正額は374万5,000円の増で、職員人件費は子育て支援センターにおける職員1名分の人件費を計上するものであります。

4款衛生費1項1目衛生総務費の補正額は53万9,000円の増で、衛生総務諸費は臨時職員の賃金を計上するもの、5目公園墓地管理費の補正額は29万1,000円の増で、公園墓地管理諸費は公園墓地公衆トイレ修繕費を計上するものであります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は642万6,000円の増で、農業振興諸費は、農地中間管理事業費のほか環境保全型農業直接支払交付金の追加認定などによるもの、5目農地費の補正額は1,220万5,000円の増で、町単農村振興事業費は和見地区農道整備等を計上するもの、県単農業農村整備事業費は久那瀬坏堰水路改修事業が追加認定になったもの、6目イノシシ肉加工事業費の補正額は104万7,000円の増で、臨時職員の賃金を計上するもの、7目中山間地域総合整備事業の補正額は23万円の増で、中部中山間地域総合整備事業費は和見地区圃場整備組合管理業務補助金であります。

12ページに入ります。

6款商工費、1項3目観光費の補正額は921万6,000円の増で、観光施設管理費は、ゆりがねの湯浴室照明修繕及び源泉ポンプ購入費のほか、観光センター屋根塗装工事を計上するものであります。

9款教育費、4項2目公民館費の補正額は19万7,000円の増で、公民館活動費は山崎自治公民館及び舟戸自治公民館の修繕に対し3分の1を補助するもの、6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は70万2,000円の増で、臨時職員の賃金を計上するものであります。

5項1目保健体育総務費の補正額は13万2,000円の増で、体育振興費は小川卓球スポーツ少年団関東大会及び東日本大会に伴う体育協会補助金、3目給食センター費の補正額は62万1,000円の増で、学校給食センター管理運営費は臨時職員の賃金を計上するものであります。

14ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11款繰越金、1項1目療養給付費交付金繰越金は2,719万5,000円を補正するもので、退職者医療療養給付費等交付金に係る前年度繰越金です。

9ページ、歳出に入ります。

12款諸支出金、1項4目退職被保険者等償還金の補正額は2,719万5,000円の増で、平成29年度退職者医療療養給付費等交付金の額が確定したことに伴い社会保険診療報酬支払基金への返還金が生じたため、補正をお願いするものです。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は648万4,000円の増で、前年度繰越金です。

9ページ、歳出に移ります。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は648万4,000円の増で、介護給付費及び地域支援事業費に対する支払基金交付金の精算による返納金です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

7番、鈴木 繁君。

○7番（鈴木 繁君） 7番、鈴木です。

一般会計の補正で1点お聞きしたいことがあります。10ページなんですけれども、まちづくり費で空き家の補助金で115万円だったと思うんですけれども、これ件数をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） まちづくり諸費の補助金の件数についてお答えいたします。

空き家取得と改修費、合わせまして4件で115万円を想定しております。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第6号 平成30年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成30年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第10、議案第9号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。取得する財産は小型動力ポンプ積載車2台で、第5分団第1部及び第7分団第2部にそれぞれ配備するものです。

契約の方法につきましては、指名競争入札により4社を指名し、8月21日に入札を実施いたしました。その結果、2,225万9,880円で合資会社渡辺商店が落札し、法定費用等を加え2,241万7,360円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明をいたします。

お手元の議案第9号をごらんください。

取得する財産、小型動力ポンプ積載車2台。

契約の方法、指名競争入札。

取得価格、2,241万7,360円。

契約の相手方は、栃木県小山市喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、指名競争入札により4社を指名し、8月21日に入札を実施いたしました。開札の結果は記載されているとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は2,289万6,000円であり、落札率は97.2%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる8月24日に締結いたしました。

次に、契約について説明します。

契約の金額の内訳は、入札書記載金額2,061万1,000円に消費税相当額164万8,880円を加えた2,225万9,880円が落札価格となります。落札価格に自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用等15万7,480円を加えた2,241万7,360円が契約書記載金額となります。

また、納期につきましては平成31年3月15日といたしました。

今回取得する車両は2台であります。第5分団第1部の上河原、中の原、上西の原、関場及び第7分団第2部の谷田、吉田に配備するもので、車両本体に電動油圧昇降装置付の小型動力ポンプを積載し、艀装を加え、消防車両としての必要な装備品、積載品、取り付け品等を装備した車両となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 財産の取得については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第11、議案第10号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本業務委託の契約方法は一般競争入札とし、8月2日に入札を実施いたしました。その結果、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店が7,581万6,000円で落札いたしました。

次に、業務委託の内容であります、那珂川町ケーブルテレビ施設内の機器類の耐用年数が経過したものについてリニューアルを行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第10号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、平成30年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、7,581万6,000円。

契約の相手方、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1の11の20、富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店、支店長舘山富雄です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、7月9日に入札公告を行い、7月24日を締め切り日として入札参加申請を受け付けました。その後、8月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと8月2日に開札を行いました。

開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、8月6日に富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東支店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は8,066万5,200円であり、落札率は93.98%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる8月10日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額7,020万円に消費税相当額561万6,000円を加えた7,581万6,000円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

委託箇所は、ケーブルテレビ放送センター内です。

委託概要は、ケーブルモデムセンター装置、送出設備、地上デジタル自主放送用多重化変調装置、無停電電源装置の機器の交換です。

委託期間は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成31年3月8日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ機器更新業務委託契約の締結については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号・議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第12、議案第11号 馬頭中学校空調設置工事請負契約の締結について、日程第13、議案第12号 小川中学校空調設置工事請負契約の締結について、以上2議案は関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第11号 馬頭中学校空調設置工事請負契約の締結について及び議案第12号 小川中学校空調設置工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として教育施設の環境改善を図るため空調設備工事を実施するものであります。

契約の方法につきましては一般競争入札とし、8月2日に開札を行いました。その結果、馬頭中学校空調設置工事は日神工業株式会社が7,117万2,000円。小川中学校空調設置工事は大橋総設工業株式会社が5,616万円で落札いたしました。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） ご説明を申し上げます。

お手元の議案第11号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭中学校空調設置工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、7,117万2,000円。

契約の相手方、栃木県宇都宮市東塙田2丁目8番41号、日神工業株式会社、代表取締役神宮 厚です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、7月9日に入札公告を行い、7月24日を締め切り日として入札参加申請を受け付けました。その後、8月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと8月2日に開札を行いました。

開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、8月6日に日神工業株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は7,372万800円であり、落札率は96.54%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる8月10日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額6,590万円に消費税相当額527万2,000円を加えた7,117万2,000円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町馬頭2558番地10です。

工事概要は、空調設備設置31台一式で、改修工事一式、機械設備工事一式、電気設備工事一式を行うものであります。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成31年1月30日といたしました。

次に、議案第12号をごらんください。

契約の締結内容は、契約の目的、小川中学校空調設置工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、5,616万円。

契約の相手方、栃木県大田原市住吉町2丁目4番24号、大橋総設工業株式会社、代表取締役大橋 保です。

次に、参考資料の入札経過書をごらんください。

入札の経過ですが、7月9日に入札公告を行い、7月24日を締め切り日として入札参加申

請を受け付けました。その後、8月1日を提出期限として郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと8月2日に開札を行いました。

開札結果は入札経過書一覧表のとおりであり、最低入札者を落札候補者第1位として資格書類の審査を行いました。要件を満たしておらず、落札候補者第2位の資格書類の審査を行い、8月8日に大橋総設工業株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、この入札の予定価格は5,699万1,600円であり、落札率は98.54%でした。

仮契約につきましては、落札日の翌日から7日間以内に当たる8月17日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額5,200万円に消費税相当額416万円を加えた5,616万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町小川3033番地であります。

工事概要は、空調設備設置30台一式で、直接仮設一式、機械設備工事一式、電気設備工事一式を行うものであります。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から3日を経過した日とし、完成日を平成31年1月30日といたしました。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、益子純恵さん。

○5番（益子純恵君） この2つの入札なんですけれども、補正予算として3月の定例会で議決されたと思いますけれども、入札の時期がこの時期になった理由を教えてくださいと思います。といいますのは、夏休みの期間中に工事が行われるかと思っていらっしゃった保護者の方がとても多いようなので、その理由だけお伺いします。

以上です。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋了寿君） 本事業は、国より補助を受け実施する事業で、平成29年度末に国の補正予算により予算がつき作業を開始したものであります。国の予算確定後、町において予算化し、繰り越し承認を得て実施設計を業務委託し、成果が上がった段階で工事を発

注いたしました。もともと平成30年度に予算要望しておりましたが、前倒しで国の予算がついたので予定より早く事業を開始できているということが実態であります。よろしくお願ひします。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第11号 馬頭中学校空調設置工事請負契約の締結については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 小川中学校空調設置工事請負契約の締結については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第14、議案第13号 平成29年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号 平成29年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金などへ積み立てることに伴い議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明申し上げます。

別紙、平成29年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

一番右の列であります、平成29年度末の未処分利益剰余金の金額は1億4,864万2,654円であります。このうち議会の議決による処分量は1億4,864万2,654円であり、その内訳は、自己資本金への組み入れが4,909万9,474円、建設改良積立金への積み立てが9,954万3,180円であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 平成29年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（小川洋一君） 日程第15、認定第1号 平成29年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第7号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第8号 平成29年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上8議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました認定第1号から認定第8号、平成29年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

私は、2期目の町政運営に当たり、地域の力を育み生かすための支援、効率的な行財政基盤の確立、都市基盤と生産基盤の整備、生活環境の保全と基盤整備、社会保障基盤の充実、教育基盤の整備の6つを新しい事業の柱として、住んでいてよかった、那珂川町に来てよかったとだけいただける魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところであります。

各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆様のご協力、また各般にわたり国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、我が国の経済状況は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かっております。しかしその一方で、通商問題の動向が世界経済に与える

影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。

那珂川町においては、自主財源である町税について法人町民税、個人町民税ともわずかな伸びを見せる中、普通交付税算定基礎となる国勢調査人口の減少や、合併に伴う算定の特例期間が終了し、平成28年度から一本算定に向けた段階的な縮減が行われるとともに、国における地方交付税の財源不足を補う臨時財政対策債発行可能額も減少し、実質的な交付税額は減額となりました。

このような町の厳しい財政状況を踏まえ、平成29年度については、第2次那珂川町総合振興計画、那珂川町過疎地域自立促進計画とあわせて、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の基本理念を町の将来像と定め、町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持ち各種施策を推進してまいりました。

まず、「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤整備のうち、道路の整備では、昨年に引き続き、町道76号線、和見立野線、一渡戸大鳥線、上郷須賀川線、小川運動場線など10路線を整備するとともに、町道の危険箇所の解消を図るため橋梁、トンネルの点検業務を実施いたしました。

住生活基盤整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、町消防団第3分団第4部と第6分団第1部の消防車両を更新いたしました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、町民の健康水準の向上を図るため健康づくり及び疾病予防対策事業を実施したほか、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため子育て世代包括支援センターを設置し、相談及び情報提供等を実施いたしました。また、臨床心理士を配置し発達障害児支援事業の充実を図りました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、一人暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続したほか、高齢者の生きがいづくり及び要援護老人対策の事業を実施いたしました。また、介護予防事業、障害者福祉サービス事業を初め各種事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園3園を開設したほか、放課後児童クラブを民間委託することでより充実した事業を提供し、また子育て支援センターの増設や病児・病後児保育事業利用施設の拡充など、子育てに優しい環境を整備しました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、適正規模での児童の健全な教育環境を

整備するため、馬頭西小学校の統合を進めました。また、馬頭高校存続に向けて、馬頭高校通学費等補助金を交付し通学環境の支援を行うほか、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し児童の心理的健康面の支援に取り組みました。

施設整備事業においては、馬頭小学校の大規模改修工事のほか、馬頭東小学校及び小川小学校へのエアコン設置工事などを実施いたしました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、基幹作物である米の乾燥調整作業効率を向上させ、経営規模の拡大を目的としたライスセンター整備を支援したほか、水田の持つ多様な生産性を生かす畑地化利用を推進する補助事業に取り組んだほか、新規事業として、交流人口及び定住人口の増加を図るため田舎暮らし体験ハウスを整備し、地域農業の振興、農地等の環境保全、経営規模拡大に向け農地集積事業を行いました。

また、農業基盤整備のため用排水路及び農道整備事業などを実施したほか、イノシシ肉加工施設運営事業や、里山の景観保全及び維持管理を行うため、とちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを継続して実施してまいりました。

観光の振興では、観光協会等と連携し、道の駅や地域情報発信施設を中心とした観光、地域情報のPRを強化するとともに観光情報番組を発信し、交流人口の増加を推進しました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の改善を図るため、廃棄物収集処理対策事業を、那珂川町環境基本計画後期計画に基づいた環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化モデル事業を実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政改革では、平成27年度から実施しております庁舎整備事業のうち外構工事を実施したほか、第3次行財政改革推進計画に取り組みました。

また、住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図る対策として、なかがわ元気フェスタ2017を実施いたしました。

広域・地域間連携と交流の促進として、引き続き「ふくろう協定」を締結している豊島区と交流を図ったほか、秋田県美郷町に教育関係者を派遣し、秋田県の教育先進事例の視察交流を実施いたしました。

「まちづくりの3大重点プロジェクト」の「雇用の創出」推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として、企業立地を促進するため企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のPRに取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、結婚促進事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業のほか、産婦健診助成事業、育児パッケージの贈呈などの各事業を実施いたしました。

「新しい人の流れ創出」推進プロジェクトでは、町の地域振興発展のため地域おこし協力隊事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行いました。また、地域経済と商店街の活性化を図るためプレミアム商品券の発行事業を実施いたしました。

平成29年度に実施いたしました主な事業について申し上げますが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なもので、第1は地方交付税で33億5,729万7,000円、第2は町税で21億2,799万6,735円、第3は町債で7億4,397万円、第4は県支出金で7億4,338万4,446円、第5は国庫支出金で6億8,108万6,873円、続いて繰入金で5億4,116万478円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は民生費で21億9,412万6,987円で、臨時福祉給付金の支給、高齢者福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業のほか、子育て環境を充実するための認定こども園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は総務費で14億8,090万1,639円で、庁舎整備事業、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、移住定住促進事業、個人番号カード交付事業費、地域おこし協力隊やふるさと納税などのまちづくり費などが主なものであります。

第3は教育費で12億4,239万5,728円で、馬頭小学校大規模改修工事、馬頭東小学校及び小川小学校空調設置工事など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額96億3,051万4,324円、歳出総額88億9,979万5,248円で、歳入歳出差引額は7億3,071万9,076円あります。そのうち繰越明許費繰越額として1億2,514万円を翌年度へ繰り越すべき財源として控除すると、実質収支額は6億557万9,076円となりました。

なお、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額として1億円を財政調整基金に、2億円を減債基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図

るため、ケーブルテレビ機器更新業務を行うとともに各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額 4 億 7,279 万 4,565 円、歳出総額 4 億 6,487 万 4,997 円で、歳入歳出差引額は 791 万 9,568 円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養の給付のほか各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のため各種の保健事業を積極的に推進しました。

その決算の内容であります。歳入総額 26 億 1,236 万 853 円、歳出総額 24 億 9,909 万 1,449 円で、歳入歳出差引額は 1 億 1,326 万 9,404 円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算内容であります。歳入総額 2 億 833 万 6,440 円、歳出総額 2 億 73 万 4,232 円で、歳入歳出差引額は 760 万 2,208 円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、新しい枠組みの地域支援事業を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額 19 億 2,333 万 641 円、歳出総額 18 億 7,755 万 1,160 円で、歳入歳出差引額は 4,577 万 9,481 円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水道施設の耐震工事や公共ます設置工事のほか、下水道処理施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額 3 億 1,466 万 5,500 円、歳出総額 3 億 294 万 6,523 円で、歳入歳出差引額は 1,171 万 8,977 円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額 5,049 万 611 円、歳出総額 4,772 万 6,697 円で、歳入歳出差引額は 276 万 3,914 円となりました。

最後に、那珂川町水道事業であります。上水道と簡易水道において水道水を安定供給するとともに、配水管布設がえ工事やポンプ交換工事などの各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益は 4 億 1,907 万 3,190 円に対し費用は 3 億 1,953 万 10 円で、純利益は 9,954 万 3,180 円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げます。これらの決算につきましては監

査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく
お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで本会議の休会についてお諮りいたします。

7日から17日までの11日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、7日から17日までの11日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

7日から17日までの11日間は本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。
ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 31 分